

徳島県選挙管理委員会規程（昭和四十年徳島県選挙管理委員会告示第三号）第十七条た
だし書の規定により、令和八年徳島県選挙管理委員会告示第八号を、令和八年一月二十七
日午前八時三十分に、徳島県庁正門前の掲示場に次のとおり掲示して公告した。

令和八年一月二十七日

徳島県選挙管理委員会委員長 岩 丸 正 史

徳島県選挙管理委員会告示第八号
公職選挙法（昭和二十五年法律第二百号。以下「法」という。）第一百九十七条の二第一項
及び第二項の規定により、令和八年一月八日執行の衆議院小選挙区選出議員選挙における
選挙運動に従事する者に対し支給することができる実費弁償並びに選挙運動に従事する
する労務者に対し支給することができる報酬及び実費弁償の額並びに選挙運動に従事する
者（選挙運動のために使用する事務員、専ら法第二百四十二条第一項第一号の規定により選
挙運動のために使用される自動車又は船舶の上における選挙運動のために使用する者、専
ら手話通訳のために使用する者及び専ら法第二百四十二条の二第一項の規定によるウェブサ
イト等を利用する方法による選挙運動のために使用する文書図画の領布又は法第二百四十三
条第一項の規定による選挙運動のために使用する文書図画の掲示のために口述を要約して
文書図画に表示すること（以下「要約筆記」という。）のために使用する者に限る。）に対
し支給することができる報酬の額を次のとおり定める。

令和八年一月二十七日

徳島県選挙管理委員会委員長 岩 丸 正 史

一 選挙運動に従事する者一人に対し支給することができる実費弁償の額

- | | |
|-------------------|-------------------------------|
| 1 鉄道賃 | 鉄道旅行について、路程に応じ旅客運賃等により算出した実費額 |
| 2 船 賃 | 水路旅行について、路程に応じ旅客運賃等により算出した実費額 |
| 3 航空賃 | 航空旅行について、路程に応じ旅客運賃等により算出した実費額 |
| 4 車 賃 | 陸路旅行（鉄道旅行を除く。）について、路程に応じた実費額 |
| 5 宿泊料（食事料二食分を含む。） | 一夜につき二万三千円 |
| 6 弁当料 | 一食につき千五百円、一日につき四千五百円 |
| 7 茶菓料 | 一日につき千円 |

二 選挙運動のために使用する労務者一人に対し支給することができる報酬の額

- 1 基本日額 一万円以内

2 超過勤務手当 一日につき基本日額の五割以内

三 選挙運動のために使用する労務者一人に対し支給することができる実費弁償の額

- 1 鉄道賃、船賃、航空賃及び車賃 第一号から四までに掲げる額

2 宿泊料（食事料を除く。）一夜につき二万円

四 選挙運動に従事する者（選挙運動のために使用する事務員、専ら法第二百四十二条第一

項第一号の規定により選挙運動のために使用される自動車又は船舶の上における選挙運
動のために使用する者、専ら手話通訳のために使用する者及び専ら要約筆記のために使
用する者に限る。）一人に対し支給することができる報酬の額

選挙運動のために使用する事務員 一日につき一万五千円以内

専ら法第二百四十二条第一項第一号の規定により選挙運動のために使用される自動車

又は船舶の上における選挙運動のために使用する者 一日につき二万円以内

専ら手話通訳のために使用する者 一日につき二万円以内

専ら要約筆記のために使用する者 一日につき二万円以内